

**Q.** 特別養護老人ホーム(特養)の費用が上がったということを聞きました。どのような背景がありましたか？ またどのように費用が変わったのでしょうか？

**A.** 2015年の介護保険法改正では、介護保険財政の伸びが今後も見込まれること、また被保険者の費用負担の「公平性」を図るために、一定所得のある人の「負担限度額の適用」がなくなりました。また、ある一定の資産のある人の介護サービスの「自己負担割合」は2割になりました。(従来は全員1割負担)

### 【説明】

**1.** まず、特養の費用の内訳をみておきましょう。大きく次のように5つから構成されています。

施設への支払い	部屋代	A. 個室と多床室で費用が違います。施設との契約によります。
	+	
	食費	B. 基本全額自己負担です。施設との契約によります。
	+	
	介護保険自己負担	C. 介護度に応じた自己負担分があります。
	+	
	介護上乗せ	D. 施設によって、加算部分等の上乗せがあります。施設ごとに違います。
	+	
	日常生活費(理美容等)	E. 理美容や日常生活に必要なものの購入は全て自己負担となります。

**2.** 今回の「負担限度額適用」となる対象要件は次の2つです。

- ・本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者(※1)の市町村民税が非課税
- ・本人及び配偶者の預貯金、有価証券、投資信託、貴金属、負債(住宅ローン等)等の資産の額合計が、2,000万円以下

(配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産の額が1,000万円以下)

所得の状況		介護保険負担限度額(日額)	
段階	対象者	部屋代(A)※2	食費(B)
第一段階	・上記を満たしている、かつ老齢福祉年金を受給の人 ・生活保護受給者	820円	300円
第二段階	・上記の交付要件を満たしている、かつ合計所得金額と公的年金等の収入の合計が年間80万円以下	820円	390円
第三段階	・上記の交付要件を満たしている、かつ第1、第2段階以外の人	1,310円	650円
第四段階(※3)	・上記以外の人	第4段階の人には負担限度額が設けられていません。部屋代と食費は、施設との契約で決まります。	

※1 住基上、別世帯の場合も含む。 ※2 ここではユニット個室で計算

※3 第四段階の人には、夫婦で入所等の場合、特例減額措置があります。

上記は横浜市の例

(補)当然、第三段階より高いことが見込まれます。入所時「重要事項説明書」の説明を受けておきましょう。

●お問合せはこちらまで

info@y-welfare.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)  
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7  
TEL:045-924-1777 http://www.y-welfare.com

(次頁に続く)

### 3. 次に、一定以上の所得者の利用者負担額の変更がありました。(第一号被保険者のみ)

目的は、介護保険制度の持続可能性を高めるために相対的に負担能力のある方への負担です。

条 件	自己負担割合 (介護保険サービス)
合計所得金額160万円以上で、かつ年金収入(※4)+その他の合計所得金額が単身で280万円、2人以上で346万円以上	2割負担(※5)
市町村民税非課税者、生活保護受給者、上記以外	1割負担

※4 対象の年金は、老齢基礎年金と老齢厚生年金であって、遺族年金及び障害年金は対象に含みません。

※5 2割負担になる場合でも、月の自己負担額が一定額を超えた場足には、高額介護サービス費が支給されるため、必ずしも負担が2割になるとは限りません。

### 4. 具体的に、以前と比べてどのくらいになるのでしょうか?

下記の例は、個室に入居していた「負担限度額第2段階」であった人が、2015年8月からの料金です。(例です)

- 従来 '15/7月迄 → 約6万円/月額  
 ①預貯金1,000万円以上 → 約12.3万円/月額 (従来比+6.3万円)  
 ②所得制限なし → 約14.6万円/月額 (従来比+8.6万円)

条件: ユニット型の個室  
要介護度3 負担限度額第2段階の人

単位:10円計算  
30日/一か月計算

～'15/7月分	要介護度3	'15/8月分より	
	数値単位は円	財産(預金等)1,000万円以上①	①に加え、収入基準を超えた人 ②
59,160	計(下記3つ)	123,360	146,220
24,600	賃料 ※1	59,100	59,100
11,700	食費 ※1	41,400	41,400
(1割負担)22,860	介護保険自己負担	(1割負担)22,860	(2割負担)45,720
2～5,000	+上乗せ	2～5,000	2～5,000
	+日常生活費		
	-高額介護サービス費 ※2		
	-高額医療介護合算 ※3		

① 負担限度額の適用なし→第四段階

② 本人の合計所得金額が160万円以上の人が対象となる可能性→介護保険の自己負担は2割

※1 賃料(部屋代)及び食費は許可制のため、これ以上の金額の施設もあり。

※2 負担限度額認定により、介護サービス費の部分のみ限度額を超えた分還付

※3 年間(8～翌年7月の期間)医療費と介護費の自己負担額が一定以上の場合還付あり。